

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



平成 30 年度 11 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、11 月度の受付台数は 13,890 台で前年同月比 108.2%です。
つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。
敬具

記

1. 改善完了届について

改善完了工事が終了した場合には、速やかに改善完了届の作成と提出をお願いしているところですが、次回定期検査報告時に前回の改善完了届が添付されている状況が散見されます。改善完了届を提出することで済証を発行できるメリットがありますが、次回報告時に合わせて報告する場合は、下記の通り検査結果表の特記事項欄へ改善内容を記載いただくことで要処理箇所完了処理を行うこととして、完了届の作成、提出を「不要」とします。

※検査結果表「特記事項欄」記載例

特記事項						
番号	検査項目		検査事項	指摘の 具体内容等	改善索の 具体的内容等	改善(予定) 年月
1(6)	制御器	接触器、継電器及び 運転制御用基板	電動機主回路用接触 器の主接点の状況	交換基準を超 えている	接触器の交換	H30年7月

※茨木市、神戸市については改善後の写真を添付。
大阪府については改善前と改善後の写真を添付。

2. 定期検査報告書の新元号について

2019 年 5 月 1 日より新元号施行にあたり、12 月以降に発送します 5 月から 10 月基準月の定期検査報告書(第一面)の右上の元号と、定期検査報告書(第二面)第 2 項【イ. 今回の検査】の元号についてご注意ください。当面現状のままと致しますので、5 月以降ご提出の際には新元号を記載願います。また、4 月以前の基準月の定期検査報告書につきましては、4 月末日までにご提出いただき、5 月以降にご提出される場合は、新元号に訂正(訂正印)してご提出ください。

第三十六号の四様式(第六条、第六条の二の關係)(A4)

定期検査報告書 (昇降機) (第一面)		(第二面)	
建築基準法第 12 条第 3 項(同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定により、定期検査の結果を報告します。 この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。		昇降機の状況等	
様	平成 年 月 日	【1. 昇降機に係る確認済証交付年月日等】	
報告者氏名	印	【イ. 確認済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号	
検査者氏名	印	【ロ. 確認済証交付者】 <input type="checkbox"/> 建築主事 <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関 ()	
		【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号	
		【ニ. 検査済証交付者】 <input type="checkbox"/> 建築主事 <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関 ()	
		【2. 検査日等】	
		【イ. 今回の検査】 平成 年 月 日 実施	
		【ロ. 前回の検査】 <input type="checkbox"/> 実施(平成 年 月 日 報告) <input type="checkbox"/> 未実施	
		【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

3. 年内最終受付日と年末年始について

平成 30 年の最終受付日は 12 月 25 日(火)とさせていただきます。12 月 26 日(水)から翌年 1 月 6 日(日)までに協議会へ到着の物件につきましては、平成 31 年 1 月 7 日(月)の受付とさせていただきます。年末は 28 日(金)12 時まで、年始は 7 日(月)からの業務とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上